

番号：150171

国名：インドネシア国

担当：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ

案件名：港湾 EDI 強化戦略計画策定プロジェクト詳細計画策定調査 その1（港湾運営（体制））

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：港湾運営（体制）
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年5月中旬から2015年7月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.90M/M、現地 0.70M/M、合計 1.60M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	21日	15日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月22日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）
（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	港湾運営に係る各種業務
対象国／類似地域	インドネシア／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシアは 2003 年 1 月に国際海上交通簡易化条約（通称 FAL 条約：Convention on Facilitation of International Maritime Traffic）を批准し、船舶の入出港に関する手続きの標準化・迅速化に取り組んでいる。また、ASEAN でも 2015 年の経済統合に向けて、域内の貿易問書類の共通化・電子化に取り組むこととしており、港湾 EDI（Electronic Data Interchange）システムの導入が必須となっている。

インドネシア運輸省海運総局（DGST）では、直営で管理する INAPORTNET（港湾 EDI システムのインドネシア版）を開発し、主要 4 港（ベラワン、スラバヤ（タンジュン・ペラ）、マカッサル、ジャカルタ（タンジュン・プリオク））に配備したが、一方、インドネシア港湾運営公社（PELINDO II、港湾オペレーター）では、独自に港湾運営にかかるシステム（港湾 EDI システムの PELINDO II 版）を運用、船舶代理店はこのシステムを利用している状況にある。

かかる状況下、インドネシア政府は我が国に対し、港湾 EDI システム構築にかかるボトルネックの分析調査と課題解決、港湾 EDI 運用にかかるキャパビル、そして港湾 EDI システム導入戦略の策定支援を内容とする「港湾 EDI 強化戦略計画策定プロジェクト」の実施に係る支援を要請した。

インドネシア側からの要請内容は上述の通り多岐にわたるが、EDI システム構築にかかるボトルネックの分析調査には、2010 年に新たに港湾管理者として設立された港湾庁を含めた関係機関の体制も含む必要がある。これらの結果次第では支援内容が大幅に変わることが想定されるため、現地状況を確認の上、要請を踏まえて支援内容の絞り込みを行うべく詳細計画策定調査（その 1）を実施することとなった。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員及び他団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の調査を行う。また、本業務従事者は、自身及び港湾運営（システム）団員が作成する報告書を取りまとめ、かつ報告書全体の取りまとめへの協力も行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

1) 国内準備期間（2015 年 5 月中旬）

- ① 要請背景・内容の把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）及び、ウェブサイト等から既存文献を収集し、インドネシア国の港湾セクター、特に体制面に関する情報を予め収集・整理する。
- ② 現地調査計画（調査項目、手法、工程、調査報告書目次案、その他必要な内容）を含むインセプション・レポート（英文）及び質問票（英文）を JICA と協議しつつ作成する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

2) 現地派遣期間（2015 年 5 月中旬～6 月上旬）

- ① インドネシア国での現地調査開始時に、JICA が派遣する総括、計画管理団員及び港湾運営（システム）団員に協力し、インドネシア関係者にインセプション・レポートを提出し、現地調査の目的、内容、工程等について説明し、協議を行う。
- ② インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 各港湾庁（ベラワン、ジャカルタ、スラバヤ、マカッサル）の体制を、港湾管理者としての機能・体制を有しているか、人員面、予算面、技術面、制度面を含めて確認する。
- ④ 港湾管理者である各港湾庁と港湾オペレーターである各 PELINDO が、各々の所掌業務を遂行しているか等を含めた両者の関係を確認する。
- ⑤ 上記③及び④を踏まえての問題点抽出を行う。
- ⑥ 現地調査の結果を簡潔に取りまとめ（様式は問わない）、JICA に報告する。

3) 帰国後整理期間（2015 年 6 月上旬～7 月上旬）

- ① 収集した情報及び分析・検討した内容を整理し、JICAによる将来の支援案の作成を行う。
- ② 帰国報告会、社内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査（その1）報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する同報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（2）のすべてとする。

- （1）担当分野に係るインセプション・レポート（含む質問票）（英文）
 - （2）担当分野に係る詳細計画策定調査（その1）報告書（案）（和文）
- 上記（1）及び（2）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積もりを計上すること）。なお、航空便経路は成田/羽田—ジャカルタ間の経済性及び利便性を考慮した路線を選択すること。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

1）現地業務日程

2015年5月中旬から3週間を予定している。なお、機構職員は本業務従事者と同時にインドネシアでの現地調査を開始し、約1週間滞在した後、現地調査を終える予定。また、現地調査対象地域は、ジャカルタのみならず、ペラワン、マカッサル、スラバヤを含めることとなるため、飛行機での国内移動を想定している。

2）現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

- ア）総括（JICA）
- イ）協力企画（JICA）
- ウ）港湾運営（体制）（コンサルタント）
- エ）港湾運営（システム）（コンサルタント）

3）便宜供与内容

当機構インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- ① 空港送迎
あり
- ② 宿舍手配
あり
- ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗になる予定）
- ④ インドネシア国内移動飛行機
飛行機チケットの提供（移動日程については、機構と相談の上、決定する予定）
- ⑤ 通訳備上
なし

- ⑥ 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ
- ⑦ 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料は次のURLから検索・ダウンロードが可能。

<http://libopac.jica.go.jp/>

- ・ASEAN 地域における港湾 EDI に係る情報収集・確認調査最終報告書（2012 年）

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする（冒頭留意事項参照）。
- 2) インドネシア国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICAインドネシア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。
- 3) 現地の治安情勢の動向如何では、外務省の渡航情報（危険情報）を参照しつつ策定しているJICAの安全対策措置に基づき、現地調査実施予定時期に現地派遣を中止ないし日程調整等をする可能性がある。

以上